

**平成30年度 第2期河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
プロポーザル実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務の名称

平成30年度 第2期河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(2) 業務の内容

平成30年度 第2期河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書のとおり (別添1)

(3) 履行期限

平成32年3月19日

(4) 契約限度額

¥5,000,000円 (消費税および地方消費税を含む)

※この金額は契約時の予定価格ではありません。

2 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署 : 河津町総務課

住所 : 〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中212-2

電話 : 0558-34-1111

F A X : 0558-34-0099

E - M A I L : soumu@town.kawazu.shizuoka.jp

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 選定スケジュール

実施要領等の公表・参加申込受付開始 平成30年8月13日(月)

参加申込受付期限 平成30年8月27日(月)

参加資格確認通知 平成30年8月28日(火)

質問受付期間 平成30年8月13日(月)～平成30年9月7日(金)

質問回答期限 平成30年9月11日(火)

企画提案書等の提出期限 平成30年9月13日(木)

選定委員会(第一次審査) 平成30年9月18日(火)

第一次審査結果通知 平成30年9月18日(火)

選定委員会(第二次審査) プレゼンテーション 平成30年9月28日(金)

第二次審査結果通知 平成30年9月28日(金)

契約締結(予定) 平成30年10月上旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 河津町の入札参加資格登録業者名簿に記載されている事業者
- (2) 現在、河津町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している事業者
- (4) 法人及びその役員等が、河津町暴力団排除条例（平成23年9月12日条例第11号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでない事業者
- (5) 競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がない事業者
- (6) 静岡県内市町で子ども・子育て支援事業計画策定業務の履行実績を有する事業者

6 参加意思の確認方法

(1) 参加表明書

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加表明書（様式1）に業務履行証明書類を添付し提出すること。

(2) 提出期限

平成30年8月27日（月）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

河津町総務課までE-mail提出とし、提出期限までに必着とする。なお、E-mailの件名は「子ども・子育てプロポーザル参加表明書」とすること。

(4) 参加資格確認通知

参加資格の有無について、平成30年8月28日（火）までに参加資格確認通知書（様式6）によりE-mailで連絡する。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式2）により、E-mailで行う。

質問の受付は、開封確認メールにより受付とする。なお、E-mailの件名は「子ども・子育てプロポーザル質問票」とすること。

(1) 提出期限

平成30年9月7日（金）午後5時必着

(2) 回答

質問に対する回答は、平成30年9月11日（火）までに回答する。

8 企画提案書の提出等について

(1) 提出期限

平成30年9月13日（木）午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

河津町総務課まで持参、郵送、宅配便等により提出期限までに必着とする。

(3) 提出書類

① 企画提案書（様式3）

※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

② 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

③ 業務実績表（様式4）

※子ども子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画の策定実績を記載すること。

※業務実績については関連会社の実績は含めないこと。

④ 担当者経歴書（様式5）

⑤ 見積書（任意様式）

※内訳書を添付すること。

(4) 企画提案書作成について

① 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。

② 枚数制限は10枚以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

③ 仕様書の業務概要について具体的な提案内容を記載すること。

④ 企画提案書提出後において、総括管理者・担当者の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。

⑤ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字は11ポイント以上とする。

(5) 作成部数

正本1部、副本11部（正本コピー可）を提出すること。

9 審査方法

河津町職員で組織する河津町プロポーザル選定委員会により審査を行い、契約予定者を選定する。

(1) 企画提案書による書類審査

参加資格を有すると判断された事業者が3事業者を超えた場合は、第一次審査として、業務評価基準（別添2）の内（1）業務実績評価基準による書類審査を行い、評価点上位3事業者を選定する。第二次審査は、第一次審査で選出された事業者によるプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査及び評価の主項目

・事業目的、事業内容の理解度

企画提案内容の基本的な考え方が、子ども・子育て支援法における法の趣旨及び本町の子育て支援施策の現状を理解したいものになっているか

・提案内容

本町の地域性及び実情を正確に捉え、計画策定につなぐ効果を期待することができる提案となっているか。

・実施体制

本業務の円滑な推進を期待することができる体制が提案されているか。国の動向及び全国的な情勢の変化を常に情報収集し提供できる体制になっているか。

・事業実績

子ども子育て支援事業計画策定業務について、他の自治体で十分な実績を有しているか。

(3) プレゼンテーション

① 開催日 平成30年9月28日(金)

② 場 所 河津町役場 ※時間場所の詳細は別途通知

③ 説明資料について

・提出された企画提案書以外の資料の配布は認めない。

④ プレゼンテーションの方法

・プレゼンテーションは40分以内(準備10分、提案内容説明20分、質疑5分、撤収5分)とする。

⑤ その他

・出席人数は説明者を含め4名までとする。

・外部とのネットワークは使用できない。

・機器を使用する場合は、事業者側で全て準備すること。

10 選定方法

選定にあつては、第一次審査上位3事業者の第一次審査及び第二次審査の総合評価とし、総合評価の高い事業者を契約予定者とする。なお、第一次審査及び第二次審査ともに、評価が同点の場合は見積金額の低い事業者を契約予定者とし、見積金額についても同額の場合は、それぞれの事業者の代表者又はその代理人によるくじ引きにより契約予定者を決定する。

11 審査結果

(1) 結果通知

第一次審査の結果については、河津町総務課から電子メールにて通知する。

第二次審査の結果については、河津町総務課から文書で通知する。

(2) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受理しない。

1.2 契約の締結

本プロポーザルにより特定された事業者と以下により随意契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

第一候補者が辞退し契約できない場合は、次点の事業者を契約予定者として契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、河津町と契約予定者間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

1.3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限遅延した場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積価格が河津町の契約限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (6) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、河津町ホームページで告知する。